

第9回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成21年11月26日（木）18：30～21：00

場 所：小諸市役所3階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員16名（欠席4名）、事務局3名

1 開 会

- ・自治基本条例WGも今回で9回目となる。前回までの検討内容を区長会で報告した。本日は区長会からの意見と前文素案について検討願いたい。（座長）

2 議 題

（1）区長会からの意見の検討について

（事務局より区長会での意見について資料に基づき説明）

- ・区長会では、限られた時間の中で資料にも充分目を通せなかったので意見を出しにくかったように思う。そんな状況の中で、少数でも意見が出されたのは、自治の今後に繋がっていくという意味合いからよい傾向だと思う。（委員）
- ・「区に加入しなければならない」という表現についてはどうか。（座長）
現実として難しいという意見が出された背景には、どんな現状があるのか。それならば、「原則として加入しなければなりません」という言い回しにしてはどうか。（委員）
区民よりも別荘居住者の人数が多いという区がある。別荘の住民が区へ加入することで、かえって区の運営が混乱する事態になるのではないかという心配がある。（座長）
住民票がありながら区に入らない人がいるため、加入してもらう方法を検討してほしいという意見と矛盾している。（委員）
条例上は「加入します」という表現でいいのではないか。事情のある区は、区の規則で現状に合わせて規定していけばよい。（委員）
- ・転出入が激しい地域は、区費徴収の関係なども含め区でどう定めていけばよいのか。区によっては協議し規定しているところもある。（委員）
- ・区が規則で規定することについてはどうか。（座長）
- ・アパートやマンションの密集地域や外国人の居住など、区によって事情が様々である。全戸加入できないところもある。（委員）
- ・区の成り立ちや、活動内容がそれぞれの区によって違う。（委員）
- ・現代は居住実態がつかめない住民が多い。居住実態が分からなければ、一人暮らしの方などへ手を差し伸べることもできないので、住む以上は区へ加入してもらいたい。転入する際に、市の窓口で区への加入を促すにあたって「加入しなければならない」という規定は必要だと思う。区の具体的な役割はそれぞれの区で決めればよい。（委員）
- ・「しなければならない」と規定しても、内容が現実とそぐわないと思う。（委員）
- ・区長会の意見は総意なのか。たまたま個人が出したもののなのか。（委員）
区長会としての総意ではない。（委員）

- ・加入を促している区は、経済的に苦しいという現実がある。区民の福利厚生に役立てるのだから、区費の徴収はするべきであり、区で検討しなければならない。(委員)
- ・自分が住む区では、アパート住民の区費を大家さんに一括請求している。規定を定めたとしても結局、各区が現実に合わせて臨機応変に対応するようになるのではないか。(委員)
- ・区へ加入しなくても市からの恩恵を受けることはできる。(委員)
- ・自治基本条例の位置付けは最高規範となる。だとすると、規定したのに、各区がそれぞれに対応するようになることは問題があるのではないか。(委員)
- ・現実として、現状と規定内容が乖離している法律はたくさんある。ワーキンググループでは、区を基本的な組織と位置づけて、区を重要な組織だと認識しているので、市民協働していこうという規定となった。強制力のない表現での規定をすると、加入してもらおうよう区長が住民に強くお願いすることをしなくなってしまうのではないか。そもそも、その程度の規定では区長の権限を担保することができないように思う。また、市側も区に対しての積極的な活動をしなくなり、地域も市も動かないという状況に陥ってしまう。現状では、区は任意団体という位置付けなので、市は住民に対して区への加入の強制はできない。しかし、自治基本条例では、区を新しく公共的団体と位置づけ、自治の主体としているため、市が区への加入を住民に促せるような、区の組織強化の支援を可能にするような仕組みをつくるためにも、強い規定にしておくべきである。そうすることにより、区の課題を克服するための原動力となり、結果、現実としても公的な位置付けの自治組織に変えることができる。市民全てが区に加入しているということが小諸らしさにも繋がる。(アドバイザー)
- ・妥協してしまうと無関心になる。すぐには無理でも、徐々に自治意識が高まり醸成されていくことが期待するところである。(委員)
- ・自治の基本理念からは、物事をこうしなければならないという意識が伝わる。区へ加入させることを難しいと感じるのは、個人の自由をすべて認めるという考えがあるからだと思う。現実と比べる必要はない。(委員)
- ・小諸市では、80%以上の住民が区に加入するものとの認識があるかと思う。この認識をゆるめるような規定の仕方は現状を崩してしまう恐れがある。区への加入義務は案のままで謳うようにしたい。(委員)
- ・区長会での意見も区への加入は当たり前前に思っていた。(委員)
- ・原案でよいと思う。そうすることにより区長同士の交流が生まれ、区での問題解決に役立つのではないか。原案のままで市民に意見を求めることとしたい。(座長)
- ・区長会での意見にもあるとおり、条例上で区長の責務も示してほしい。(委員)
- ・フォーラム等で区長の責務を明確にしたほうがよいとの意見が出た段階で盛り込むのもよいし、この場で盛り込むこともできる。盛り込むことで、区長が活動しやすい環境を整えるという意味もある。(アドバイザー)
- ・頂いた意見に対しては、再度区長会へお返ししていく。(座長)

- ・ 区長会が納得できるような返答をしたい。地域の中で、一番苦しい立場に立たされている区長を支援したいという気持ちを、伝えることができるような場を設けられたらよい。こちらの気持ちが伝われば区長への意識付けにもなり、真の自治へつなげることができる。(委員)
- ・ 区長の苦悩を共有し、共に考えて支援していくという意味合いが込められているということ伝えていきたい。(アドバイザー)
- ・ 住民の意識改革を促進することで区長への支援を行う。その為の条例制定である。(委員)
- ・ 今まで市として区長に求めていた役割は行政協力員的なものだった。これは自治とは程遠いものであり、市としても意識改革を行ってほしい。(委員)
- ・ 区長会で意見を聞きながらになるが、区長の責務を謳う意向でいてもいいのではないか。(アドバイザー)
- ・ 条文に区長の責務についての項目を加えるか。(座長)
条例は最高規範となるので、加えた方がいいと思う。言葉は事務局に任せる。(委員)
第1条の目的の達成のためという内容で、区長の責務の明文化をしたほうがよい。(委員)
- ・ 次回のWGで議論したいので、それぞれ考えていただきたい。(座長)

(2) 自治基本条例前文の検討について

(事務局より前文について読み上げ、説明)

- ・ 市民憲章も含めて検討しながら、格調高くなるよう形でたたき台を作成した。(座長)
- ・ 第3回の会議において、基本理念のみ検討を行い、前文全体については後日検討することとなっていた。(事務局)
- ・ 卒業式で読み上げる文章に聞こえる。情緒的な文面は必要ないのではないか。条例制定に不必要なものは削ってよい。なぜ、この条例を制定するのかの説明をもっと深みを持たせた方がよい。(委員)
住民が小諸という土地で暮らしていることに誇りを持つように、情緒的なものを入れるのも一つの方法である。(アドバイザー)
- ・ 市民が目にした時にどう感じるか。視覚的な言葉に集中しているが、浅間山、千曲川、高原、城下町等の言葉はあらゆるところで用いているので、現在は飽きた感がある。たくさんの文化人、画人を輩出した背景には、作品を描きたくなる風土であるからだと思う。そこを小諸として強調するような内容にしたらどうか。(委員)
- ・ 外から見ればいいところはたくさんあるが、条例とはあまり関係がない。(委員)
- ・ 目にした人が住みたくなるような、住民が誇りに思えるようなという視点で作成した。(事務局)
- ・ 市民が潜在的にすばらしいと感じる文言を入れたらどうか。例えるなら校歌のようなものがよい。(委員)

- ・今、話し合いをただけでも大切なキーワードがいくつか出てきた。それらを組み合わせてみたらどうか。(委員)
- ・島崎藤村に寄りかかり過ぎている。新しい何かが必要なのではないか。(委員)
- ・条例本文では、これから新しい取り組みをしようと謳っているわけだから、前文にも新しいビジョンを感じるような言葉を盛り込んでもいいのではないか。(アドバイザー)
- ・市民は「自治の主体」というよりも「自治運営の主体」ではないのか。(委員)
- ・継続することよりも、自分たちが新しい自治をつくり出していくことが重要だと思う。自治を活発に動かしていくというニュアンスを感じさせたい。(委員)
- ・市民憲章から引用しているところなど、よい文章だと思う。(委員)
- ・起承転結から見てもよいのではないか。(委員)
- ・条例本文はどちらかというにあじけないもの。だからこそ、前文は情緒豊かでよいと思うが、歴史、文化の他に産業も付け加えたい。文化の中に産業が含まれるとの意味であればよい。(委員)
- ・全体を通して、市民が誇りを持つことができる文言がいい。(委員)
- ・全体的にはいいと思うが、文化とは、物質的にも精神的にも、生活そのものを豊かにするものだと思うが、小諸には存在していたのであろうか。(委員)
- ・情緒的な部分というのは他市も謳っている。その市の様子が分かるものであるから記しておいてよいと思う。(委員)
- ・文化と一言で表現してもその解釈は難しいと思うが、感覚として小諸は文化という文字がぴったり来るまちだと思う。切っても切れない関係にある。(委員)
- ・市外の人の方が、小諸市は文化的な地域だと思っている。(委員)
- ・前文構成のCのところ、まちづくりという言葉ではなく、まちで切っているのはどうしてか。条文の中でまちづくりを使用しているため入れ方が方がいい。(委員)
- ・今まで、物事に対する個々の意見をすりあわせ、また、意見のぶつかりあいを調整しながら歩んできたことを謳ったほうがいいのではないか。(委員)
- ・前文は、策定時に発生した思いを反映させる場所である。(アドバイザー)
- ・個々にいろいろな意見があり衝突するのは当然のことだけれど、話し合いによって解決していきましようという文言を入れたい。(委員)
- ・思いやりやゆずりあいなど、ソフトなニュアンスの言葉も混ぜて盛り込みたい。(委員)
- ・いろいろな闘いを経てきた中に美しい姿がある。条文には謳えないその部分を前文で謳いたい。(委員)
- ・さまざまな人の思いを調和していくことは大切だと思うが、社会の発展との調和を図るとはどういうことなのか疑問に思う。(委員)
- ・前文は重要である。それを読んだとき条例の性格を理解でき、イメージできるようなものとする必要があると思う。(委員)
- ・前文は、条例策定するに至った経過や策定検討時の思いなど、住民へ伝えたいことを込めることができる重要なものである。(委員)

- ・多くの意見をいただいたが、全て採用できるものではない。今日の意見を参考として、再度事務局でまとめてもらいたい。(委員)
- 本日の意見を参考に、事務局で案をつくるということでよいか。(座長)
- よい。(委員)
- ・豊かな自然のほか、水や空気も盛り込みたい。(委員)
- ・文中の4～7行目に分権型社会の実現の必要性が書かれている。この実現が一番重要なことであると思われるが、表現が乏しく伝わり方が弱い。(委員)
- ・最大の文化遺産は人であり、そのことを強調する内容にすると個性的なものになる。(委員)
- ・出された意見を盛り込みながら、条例の趣旨を匂わせるようなものをつくりたい。事務局で再度検討するが、委員の皆さんからも宿題としてお出しいただきたい。(座長)

(3) その他

- ・次回は、12月7日午後6時30分から開催する。ワーキンググループとしての素案を確定させたい。また、1月13日の午後7時から市民フォーラムを開催したい。内容については、今後の検討になる。次回、素案が確定することができれば、12月10日の文書配布で素案を全戸配布し、来年1月20日まで意見募集、パブリックコメントを実施したい。(事務局)
- ・市民フォーラムの素案説明では、条文は資料として配り、前面にプロジェクターで図などを映しながら説明するプレゼンのような形にしたらどうか。(委員)
- 区長会で使用した図は使用できる。(アドバイザー)
- プレゼンが得意な委員がいるので、相談しながら進めていきたい。(委員)
- 協力したい。(委員)